

事 務 連 絡  
平成23年 6 月 2 日

宮城県、茨城県  
栃木県、群馬県  
埼玉県、千葉県  
東京都、神奈川県  
新潟県、山梨県  
長野県、静岡県

衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課

### 茶の放射性物質検査の実施について（依頼）

標記については、平成23年5月11日及び5月16日に連絡したところですが、今般、原子力災害対策本部において「荒茶」及び「製茶」についても暫定規制値である500Bq/kgを超えないよう管理をすることが示され、一部の地域に出荷制限の指示があったところです。

については、茶の検査について、下記のとおり対応するとともに、必要に応じ、モニタリング検査を強化されるようお願いいたします。

### 記

- 1 茶の検査については、原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限が市町村単位とすることが可能なことを考慮し、加工所、茶商において、荒茶についても生産地を確認しつつ計画的に検査すること。
- 2 出荷制限の指示があった区域で産出された茶については、茶商等で荒茶として保管されているものも出荷制限の対象に含まれるので留意されたい。
- 3 出荷制限の指示があった区域及び暫定規制値を超えた生茶葉が確認された市町村の隣接地域については、優先的に検査を実施すること。